

平成25年7月 9日

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク 御中

〒464-0074

名古屋市千種区仲田二丁目15番8号NTビル11階

株式会社シックク

代表取締役 宇

TEL 052-745-5370 F

## 回 答 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴法人からの平成25年6月18日付け申入書に対し、以下のとおりご回答いたします。

### 1 約定書第5項③、第8項について

事業者にご故意・重過失のある場合を除く旨を明記する形で改訂したいと思っております。

なお、スポーツ活動そのものに伴う危険については、通常予想される範囲において、スポーツを行う本人が引き受けるものと考えられますので、事業者にご軽過失が認められるにすぎない場合は、各条項が有効なものとして機能すると考えています。

また、傷害保険の内容については、約定書と同時にパンフレットを交付して明示しておりますので、保護者は、傷害保険の内容を十分理解した上で、申し込んでいます。

### 2 約定書第6項③について

ベースボールクラブにおいては、かなり早い段階から、先を見据えた練習メニューを考えているため、1人の会員が退会することで、練習メニューの修正を迫られることとなります（会員数が偶数・奇数となるかによっても、組合せの関係で、練習メニューが変わってきます。）。もともと予定していた練習メニューをこなそうと、新たな会員を加入させたいと思っても、そう簡単にできるものではありません。言うまでもなく、ベースボールクラブで行っている活動は、チームスポーツであり、1人の会員が退会することの影響は、計り知れないものがあります。

また、その他にも、配布物がある場合には、用意していた配布物が無駄になってし

まう等の損害も発生します。

以上のことからすれば、申し出があった月の翌月末日をもって退会とする扱いは、必ずしも消費者契約法9条1号、10条に違反するものではないと考えています。

なお、運用面においては、引越しや病気等やむを得ない事情がある場合には、約定書第6項③を形式的に適用せず、個別に対応することで配慮しています。

### 3 約定書第7項③について

登録費は、会員たる地位を取得するための対価としての性格を有しており、事業者が会員を受け入れるための事務手続等の費用に充てられるものですので、一律に返還しない扱いにも合理性があると考えています。

保険料については、運用面において、保険会社への払込みが未了の場合は全額返還していますので、約定書上も、その点を明記する形で改訂したいと思います。

なお、加入する傷害保険は、制度上、中途脱退による返戻金はありません。

敬具